

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第3号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。